

# EMV 3-Dセキュアについて

ver.24.03.27



株式会社メタップスペイメント  
決済事業部 不動産決済グループ  
TEL : 03-6372-6818  
MAIL : sales-hubees@metaps-payment.com

EMV 3-Dセキュアは、インターネット上でクレジットカード決済をより安全に行うために、国際カードブランドが推奨する**本人認証サービス**です。

カード会社のリスクベース認証<sup>(※)</sup>で「中リスク」と判定された決済時に、クレジットカード発行会社の「3Dセキュア本人認証画面」に移行し、**ワンタイムパスワードやアプリ認証等**のカード発行会社が指定する方法で追加の認証を行います。

EMV 3-Dセキュアを導入することで、

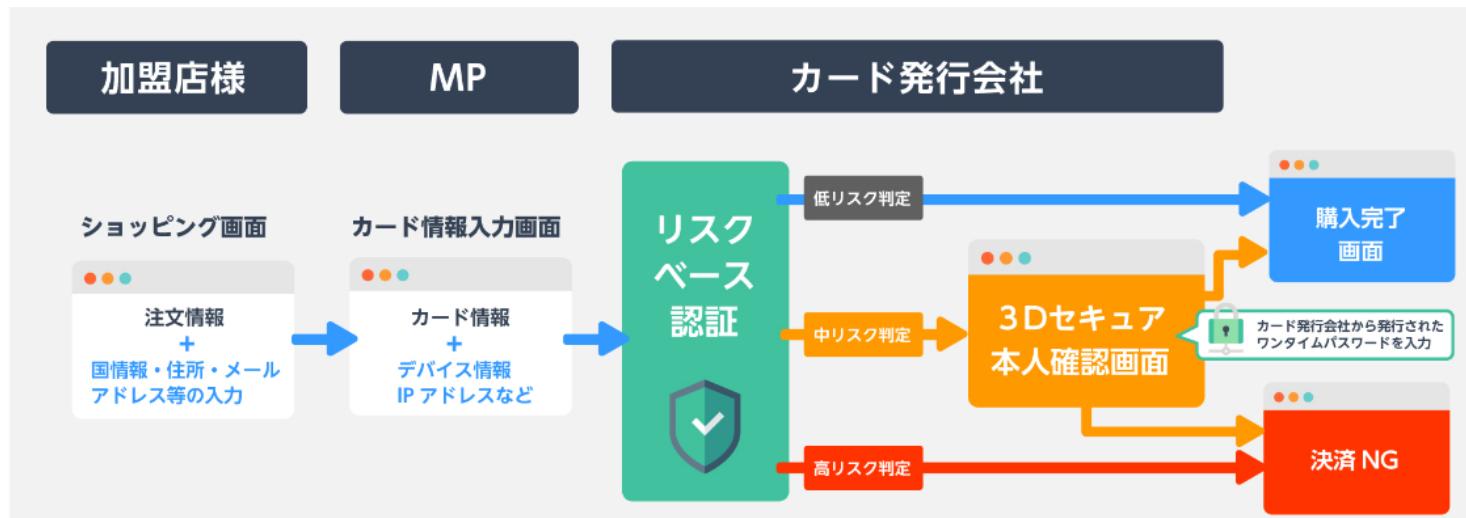
**不正利用が起因のチャージバックが発生した場合に限り、クレジットカード会社による売上補償が行われます。**

## ※リスクベース認証

リスクベース認証とは、不正申込防止の観点から本人認証強化のために、カード会社によって行われる当該取引における不正度合いの評価をします。

オンライン上で買い物・申込を行う際、利用者から提供される個人情報（国情報、住所、メールアドレス）や、利用者が決済に用いるパソコンや

スマートフォンなどのデバイスから得られる情報（IPアドレス等）のデータを活用して、そのカード利用が利用者本人のものであるかどうかを数値化して高リスク、中リスク、低リスク等の評価をします。



# EMV 3-Dセキュア機能利用時の画面遷移(Paysysの場合)



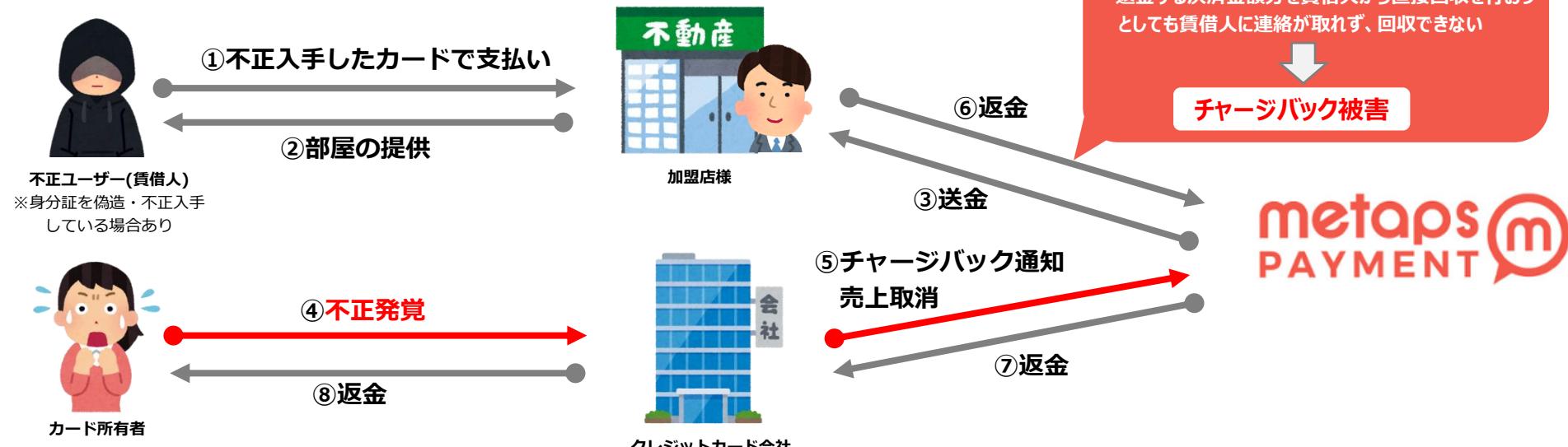
チャージバックとは、クレジットカード保有者が利用代金の支払いに同意しない場合に、  
クレジットカード会社がその代金の売上を取り消すことです。

その結果、加盟店様はクレジットカード会社に当社経由で決済代金を返金しなければならず、  
さらに提供したサービスも戻ることはないため、損害が発生します。

## <参考：チャージバックの発生ケース>

- ・カード会員本人の利用否認
- ・クレジットカード会社からの調査に応じなかった場合
- ・**不正利用（第三者によるなりすまし利用）**
- ・カード会員との紛争
- ・商品未納、サービス未提供
- ・加盟店契約に違反した場合(手数料の上乗せ等)

## <参考：第三者のなりすまし利用(不正利用)によるチャージバックの発生時の流れ>



EMV 3-Dセキュアを導入している場合、不正利用が起因のチャージバックが発生した場合に限り、  
クレジットカード会社による売上補償が行われます。

ただし、EMV 3-Dセキュアをご導入いただいた場合であったとしても、売上補償の対象外となる  
ケースがございます。

## ■ 補償対象

カード情報入力を伴うカード登録や決済

## ■ 補償対象外

カード情報入力を伴わない決済

<Paysys（メールでビュン！）都度決済をご利用時の補償対象外>

- ・金額修正機能による決済（増額減額問わず）
- ・追加請求機能による決済
- ・与信機能を利用し、与信と確定までの日数が空いた決済（日数はカードブランド毎に異なります。）

<Paysys（メールでビュン！）継続課金決済・BeesRentをご利用時の補償対象外>

- ・毎月の決済（Paysys・BeesRent）

※毎月の決済においては売上補償の対象外ですが、クレジットカード登録時に不正利用と思われるユーザーを事前に排除できるため、  
チャージバックのリスクを低減できます。

- ・個別請求機能による決済（Paysys）
- ・リトライ請求機能による決済（Paysys・BeesRent）

そのほか決済管理システム等における、カード情報の入力を伴わない決済は売上補償の対象外となります。

本書に含まれるすべての情報は「株式会社メタップスペイメントが提供する各種サービスの導入をご検討いただくことを目的」として提供されています。

**事前許可がない限り、本書のすべて若しくは一部の情報を第三者へ開示することは 禁止させていただきます。**

本書を目的の範囲に於いて複製する場合、原本と全く同様に秘密情報としてお取扱いください。

また、目的の範囲を超えて、複製や頒布することは固く禁止させていただきます。

なお、以下に該当する場合は秘密情報から除外されるものとします。

- 
- (1) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
  - (2) 開示を受けた時点で、受領者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
  - (3) 開示を受けたあと、受領者の責によらず公知となった情報
  - (4) 株式会社メタップスペイメント以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 

株式会社メタップスペイメントは、受領者が上記に違反した場合、それにより被った損害の賠償を受領者に求めるとともに、新たな損害の発生および拡大を防ぐため、あらゆる法的措置を講じるものとします。